

ホームケアクリニック 麻生
指定訪問リハビリテーション
(介護予防訪問リハビリテーション)

事業運営規定

【事業の目的】

第1条

ホームケアクリニック麻生が設置する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）事業（以下、「事業」という。）は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

【運営方針】

第2条

- 1 利用者の心身の状態の軽減若しくは悪化の防止又は予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

【事業の運営】

第3条

指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

【事業所の名称等】

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称：ホームケアクリニック 麻生
- 2 所在地：北海道札幌市北区北38条西4丁目2-30

【従業者の職種、員数及び職務の内容】

第5条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 医師：常勤 3名
- 2 理学療法士：常勤 5名
作業療法士：常勤 1名

医師は定期的な診療のもと、リハビリテーションの目的や、そのリハビリテーションの留意事項などを含めた適切な指示を行う。

医師及び理学療法士等は、医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、サービスの目標、目標達成の具体的なサービス内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成する。

理学療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るため、必要なリハビリテーション、指導を行う。

【営業日及び営業時間】

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日：月曜日～金曜日

但し、国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く。

事業所のやむをえない都合等により提供が困難な場合は曜日を限定して提供することがある。

2 営業時間：9時00分～17時00分

【指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容】

第7条

指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の内容は、次のとおりとする。

- 1 通院が困難な利用者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。
- 2 理学療法士は訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

【指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション利用料等】

第8条

1 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料及び指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、医療・介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとする。

2 料金表

<医療保険> ※医療保険での自己負担額は1～3割負担

◇基本料金

費目	料金（1割表記）	
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料		
同一建物居住者以外の場合	300円	20分につき
同一建物居住者の場合	255円	20分につき

<介護保険> ※介護保険での自己負担額は1～3割負担

◇基本料金

費目	料金（1割表記）	
介護予防訪問リハビリテーション	298円	20分につき
訪問リハビリテーション	308円	20分につき

◇加算料金

・介護予防訪問リハビリテーション（要支援）

加算名	料金（1割表記）	
短期集中リハビリテーション加算 （退院・退所・初回認定日より3カ月以内）	200円	1日につき
口腔連携強化加算	50円	1月につき

・介護リハビリテーション（要介護）

加算名	料金（1割表記）	
短期集中リハビリテーション加算 （退院・退所・初回認定日より3カ月以内）	200円	1日につき
リハビリテーションマネジメント加算イ	180円	1月につき
リハビリテーションマネジメント加算ロ	213円	1月につき
リハビリテーションマネジメント加算ハ	270円	1月につき
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円	1日につき
退院時共同指導加算	600円	退院時1回
口腔連携強化加算	50円	1月につき

- 3 次条に定める事業に要する交通費は通常の訪問区域内では徴収しない。なお駐車場料金はその実費を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 - (1) 通常の訪問区域内 …………… 無料
 - (2) 通常の訪問区域外 …………… 400円
- 4 前項の交通費の徴収に際しては、あらかじめ、当該サービスの内容及び費用についての説明に伴い利用者の同意を得ることとする。
- 5 サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡を頂いた時間に応じてキャンセル料を請求する。
 - (1) 前日までの連絡の場合 …………… 不要
 - (2) 当日の連絡の場合 …………… 一律1000円（税抜き）
 * 緊急入院等、やむを得ない場合には、キャンセル料は請求しない。

【通常の事業の実施地域】

第9条

通常の訪問区域の範囲については、札幌市北区、東区、西区、手稲区、中央区、石狩市南部とする。

【緊急時における対応方法】

第10条

- 1 事業所は、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

【苦情処理】

第11条

- 1 事業所は、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなうものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善をおこなうものとする。

<相談窓口・苦情対応>

当事業所に対するご相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

担当者	院長 井尻学見
連絡先	011-600-6381
所在地	北海道札幌市北区北38条西4丁目2-30

<行政機関その他苦情受付>

1 ケアプランを作成した居宅介護支援事業所や市町村の介護保険担当窓口、北海道国民健康保険団体連合会等に申立てをすることができます。

区役所	所在地	電話番号
中央区役所	〒060-8612札幌市中央区 大通西2丁目9	011-231-2400
北区役所	〒001-8612札幌市北区北 24条西6丁目	011-757-2400
東区役所	〒065-8612札幌市東区北 11条東7丁目	011-741-2400
西区役所	〒063-8612札幌市西区琴 似2条7丁目	011-641-2400
手稲区役所	〒006-8612札幌市手稲区 前田1条11丁目	011-681-2400
白石区役所	〒003-8612札幌市白石区 南郷通1丁目南	011-861-2400
豊平区役所	〒062-8612札幌市豊平区 平岸6条10丁目	011-822-2400
南区役所	〒005-8612札幌市南区真 駒内幸町2丁目	011-582-2400
厚別区役所	〒004-8612札幌市厚別区 厚別中央1条5丁目	011-895-2400
清田区役所	〒004-8613札幌市清田区 平岡1条1丁目	011-889-2400

2 北海道国民健康保険団体連合会

所在地 札幌市中央区南2条西14丁目

連絡先 011-231-5175

【個人情報の保護】

第12条

- 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を予め書面により得るものとする。

【虐待防止に関する事項】

第13条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じる。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - (4) 高齢者虐待防止措置に関する指針は別紙にて参照 **高齢者虐待防止措置**上記措置を適切に実施するための窓口・担当：田澤達彦
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

- 3 身体的拘束について、事業所は下記を規定する。
 - (1)利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - (2)身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

【その他運営に関する重要事項】

第14条

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はホームケアクリニック麻生と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、2023年2月1日から施行する。

2024年6月1日一部改定。